

**第2回 奈良市眺望景観検討懇談会  
議 事 録**

1. 日 時 : 2010年12月21日(火) 15:30~17:30
2. 場 所 : 奈良市役所北棟3階第15会議室
3. 出席者 :

		勤務先／役職名	氏 名	備 考
委員	学識 経験者	大阪大学 名誉教授	鳴海 邦碩	座長
		関西大学 准教授	木下 光	
		大阪大学 准教授	小浦 久子	(欠席)
		大阪産業大学 教授	榊原 和彦	
		奈良女子大学 教授	増井 正哉	
		奈良まちづくりセンター 理事長	室 雅博	
		視覚伝達デザイン研究所 所長	横井 紘一	
	行政 関係	奈良市都市整備部都市計画室 室長	中田 治夫	
		奈良市都市整備部まちづくり指導室 室長	堀内 哲司	
		奈良市観光経済部観光企画課 課長	尾上 雅規	
		奈良市観光経済部農林課 課長	廣岡 三郎	
		奈良市都市整備部都市計画課 課長	中澤 常浩	
		奈良市都市整備部景観課 課長	西田 稔	
事務局	行政 関係	奈良市都市整備部景観課 課長補佐	仲谷 裕巳	
		奈良市都市整備部景観課景観係 係長	徳岡 健治	
		奈良市都市整備部景観課計画係	吉田 忠治	
	コンサル タント	株式会社スペースビジョン研究所 代表	宮前 洋一	
		株式会社スペースビジョン研究所	徳勢 貴彦	

傍聴者 : なし

#### 4. 資料：

- ・会議次第
- ・資料1 第1回奈良市眺望景観検討懇談会の意見と対応方針
- ・資料2 「眺望景観」の定義及び「奈良市らしい眺望景観」の定義について
- ・資料3 「奈良市らしい眺望景観」の分析
- ・資料4 奈良市眺望景観保全活用計画の構成について
- ・参考資料1 「情報としての景観特性」の整理について
- ・参考資料2 眺望景観分析シートのイメージ（修正版）
- ・参考資料3 第1回奈良市眺望景観検討懇談会議事概要
- ・奈良市民アンケート「奈良市の眺望景観対象候補地をお聞かせください」結果

#### 5. 議事概要

事務局：第2回奈良市眺望景観検討懇談会を開催させていただく。榊原委員と木下委員は、少し遅れられるということ、また、小浦委員は欠席されるということで連絡を受けている。

お手元の会議次第に沿って進行させていただく。なお、最後に配布した奈良市民アンケート調査結果の資料は、横井委員が実施したアンケート調査の結果である。後ほど横井委員にご説明いただく。

まず、資料1「第1回奈良市眺望景観検討懇談会の意見と対応方針」について説明いただく。

事務局：事前に郵送させていただいた資料から若干修正をさせていただいている。

第1回懇談会では、大きく5点の論点をあげていただいた。

1つ目の論点は、眺望景観の広域性についてである。眺望景観の検討にあたっては、広域性に留意する必要がある、特に広域行政としての課題や受益者と負担者が異なるという課題があるというご指摘をいただいた。この点については、検討段階では広域図面で検討を進めること、また、多くの市民が共有できる「奈良市らしい眺望景観」を設定し、価値を共有するための仕組みづくりを検討していくことで対応していきたいと考えている。

2つ目の論点は、「奈良市らしい眺望景観」の考え方である。第1回懇談会では、「奈良市らしい眺望景観」を整理するための3つの論点を提案させていただいた。そのなかで、「心で感じる景観」については、断片的な歴史背景だけが示されており、本当に心で感じられる整理になっていないのではないかと、五感を全て取り入れるべきであるという意見をいただいた。この点については、後ほど説明させていただく資料3及び資料4のなかでそれらの視点を加えている。また、第1回懇談会では「インプットされた景観」という用語を用いたが、もう少し厳密に用語とするため「情報としての景観」と変更している。また、「心で感じる景観」と「情報としての景観」の関係について、膨大な情報のなかで見えているものをどのように物語れるかという程度であり、厳密に分けなくても良いのではないかと意見、さらに、「情報としての景観」

は参考程度の整理で良いのではないかという意見をいただいた。この点については、いずれにしても、情報は奈良市の眺望景観のイメージ形成に、大きな影響を与えているのは事実であることを考慮し、「観光情報」「文学芸術作品」「インベントリー」の3つの視点から参考的に整理を行うことで対応している。なお、参考資料1に「情報としての景観特性」の整理の方法を示している。次に、単にどのように見えるかだけでなく、何がその眺望景観を支えているかが大切であるため、「目に見える景観特性」のなかでは、その眺望景観を支えている背景や構造についても、整理しておく必要があるという意見をいただいた。この点については、資料3の分析表に、眺望景観を特徴づける空間要素を「特質」として簡単に整理している。

3つ目の論点は、本計画で扱う「眺望景観」の定義及び「奈良市らしい眺望景観」の定義についてである。第1回懇談会では、例えばならやま大通りであっても半世紀近くの歴史があり、どこまでを歴史として捉えるかを明確にする必要があるという意見をいただいた。これらについては、本計画で扱う「眺望景観」の定義を再検討し、資料2の左側に修正案を提示している。また、ならやま大通りは、奈良市の歴史のひとつの大きな構造を成すものであるため、「奈良市らしい眺望景観」に含めることとした。さらに、「奈良市らしい眺望景観」の定義については、「宗教空間」という言葉は異質であるという意見、過剰な形容詞を精査すべきという意見、「古都」という言葉を用いた方が奈良市らしさが出るという意見をいただいた。この点については、定義を簡易化し、再整理して資料2の右側に修正案を提示している。

4つ目の論点は、「奈良市らしい眺望景観」の選定についてである。後ほど横井委員にご説明いただく資料と関連するが、JR 奈良駅に立って何が見えるかということは大切なことであり、市民が実際に感じている景観領域を計画対象に含めるべきという意見、また、国道24号バイパスや国道369号の高架道路など、外から奈良へ来た時に奈良らしさを感じられるものや、本来なら見えるが現在は見えなくなっているものの修景や再生・改善についても検討すべきという意見をいただいた。そして、このような意味から、視点場の場所的意味を含めてもう一度眺望景観を集め直してみてもよいのではないかという意見や「奈良市らしい眺望景観」の候補を集めた手法について、統計的優位性を含めて検討すべきではないかという意見をいただいた。これらの点については、今回の検討では、奈良市らしい眺望景観の定義を明らかにしながら、保全・活用すべき眺望景観について検討するとともに、既に阻害されている眺望景観の再生・改善についても検討対象として議論していきたいと考えている。なお、この場合、景観施策だけでなく、農林部局や都市計画部局などに係る様々な他施策との連携が重要であり、その連携についても随時検討を進めていく予定である。次に、西部地域の奈良らしさはどこにあるかという意見については、西部地域は、奈良市の発展を支えてきた地域であること、また、生業や文化を感じられる地域であるという2点から位置づけ、資料2の右側に「奈良市らしい眺望景観」の定義を再整理している。そして、特に、追分梅林からの奈良市街地や若草山への眺望景観を「奈良市らしい眺望景観」として新たに追加している。また、市民や県民にどれだけのメリットがあるかを考えながら選定する必要があるという意見については、次年度以降に市民説明会や懇談会、パブリックコメントを行うなかで、意見を反映させていきたいと考えている。また、

奈良に入ってくる視点場となる電車や道路自体が景観を阻害している場合もあるという現状を考えると、それらを視点場とする場合は、視点場としての意味を深めておく必要があるという意見については、眺望景観の分析のなかで、今後十分に留意していきたいと考えている。

5つ目の論点は、検討の体制についてである。懇談会は公開とされているが、前回は今回も市民の傍聴者はいないという状況である。できる限りの市民参加の手法を考えながら検討すべきという意見をいただいた。この点についても、懇談会の公開の方法や市民意見の取り入れ方を継続して検討しながら進めたいと考えているため、良い方法等があればご示唆いただきたいと考えている。

以上、第1回懇談会の意見と対応方針である。現段階で可能な範囲での対応及び修正を加え、資料2及び資料3に整理している。

事務局：資料2「眺望景観」の定義及び「奈良市らしい眺望景観」の定義について」と、資料3「奈良市らしい眺望景観」の分析について、修正点を中心に説明いただきたい。

事務局：資料2は、第1回懇談会の意見を踏まえて修正した「眺望景観」の定義及び「奈良市らしい眺望景観」の定義である。

左側が、本計画で扱う「眺望景観」の定義である。定義を「特定の視対象を望むことができる視点場と眺望空間から構成される景観であり、別表1の基準の全てに該当し、かつ、別表2のタイプのいずれかに該当するもの」と修正している。視点場、視対象、眺望空間については、前回と大きな変更は加えていない。別表1の「眺望景観の基準」では、「空間特性」「アクセス性」「歴史性」の3つの大項目を設定しており、さらに「空間特性」は、距離と可視性、「アクセス性」は、視角と視点場と時間、「歴史性」は時代と歴史性の項目に細分化して基準を設定している。距離については、中景から遠景に視対象が立地していることを原則とし、可視性については視対象を望めることを原則としている。視覚については、限定された視角や望遠レンズで覗かなければ見えないものではないこと、時間については、特定の時間や季節でなければ見ることができないものではなく、可能な限り多くの人が享受できるものであること、視点場については公共性・公開性が高い場所であることを設定している。また、時代については、時代区分は問わないが奈良市の歴史のなかで時代を象徴するようなものであり、歴史性としては歴史的に重要なものであることという基準を設けている。次に別表2は、前回懇談会で提示した6類型と大きな変更はないが、事例に即した形で視点場及び視対象を書き加えている。類型Ⅰは、「都市や集落の成り立ちを感じられる眺望景観」であり所謂見下ろし型の眺望景観である。類型Ⅱは、「ゆとりと潤いのなかに歴史と文化を感じられる眺望景観」であり、史跡や農地の傍、湖畔や池畔などからの社寺や山並み、歴史的建造物などへの眺望景観である。類型Ⅲは、「歴史文化資産の象徴性を感じられる眺望景観」であり、視対象となる世界的な歴史文化遺産がアイストップとなるなど、その象徴性が強調される眺望景観である。類型Ⅳは、「歴史的風土を感じられる眺望景観」であり、借景となる山並みや背景の青空が見えるなど、周囲の自然環境と一体となった社寺境内からの眺望景観である。類型Ⅴは、「奈良に来たことを感じられる眺望景観」であり、大和盆地を貫く旧街道や電車や道路を通りながら、奈良に来たことを実感できるような眺望景観である。類型Ⅵは、「生業や文化を感じられる眺望景

観」であり、梅林や茶畑などの生業や文化に関わる空間が一定の広がりの中に存在し、人々の生活や生業を表す文化的景観を享受できるような眺望景観である。この別表2については、ひとつの眺望景観がいくつかの類型に該当することが考えられるため、「いずれかの類型に該当するもの」という形で整理している。

資料2の右側は、「奈良市らしい眺望景観」の定義である。前回委員会の指摘を受け、「古都奈良の社寺をはじめとした歴史文化遺産と周囲をとりまく豊かな自然環境や生活文化が重なり合う『歴史と文化の奥行き』を感じられる眺望景観」と簡略化した定義としている。その上で、可視的な特性に基づく奈良市の眺望景観の3つのエリア区分ごとに詳細な定義を設定している。東部山間地エリアは「山林・農地を中心とした豊かな自然と、それらとの関係のもとに形成され、持続してきた集落や歴史的建造物等が織り成す生業や伝統・文化が感じられる眺望景観」、奈良盆地エリアは、「山並み等の自然環境と歴史文化遺産が一体となった歴史的風土が感じられ、人々に広がりゆとりを与えるとともに、「古都奈良」としての風格と魅力が感じられる眺望景観」、西部丘陵地エリアは「住宅市街地の家並みや庭木、点在する歴史文化遺産、丘陵地、遠方の山々、河川や農地が織り成す成熟した生活文化と「古都奈良」との一体性を感ぜられる眺望景観」と定義している。

以上の定義に基づき、「奈良市らしい眺望景観」の分析を行い、資料3に整理している。まず、A4の表組で、「視点場」「視対象」「眺望空間」のそれぞれの構成と、眺望景観の「抽出根拠」「類型」を、A3の表組では、個々の眺望景観の奈良市らしさについて整理している。奈良市らしさの整理では、「目に見える景観特性」については「可視状況」を示し、そのなかで「特質」として、眺望景観を成り立たせている背景や構造を一言で示している。「心で感じる景観特性」については「歴史的背景」「眺望景観の構成要素の関係」「人々の活動や伝説など」、「情報としての景観」については「観光情報」「文学芸術作品」「インベントリー」をそれぞれ視点場、視対象、眺望空間のどれに該当するかを示しながら整理している。これらのデータをもとに、参考資料2に示す形式で個々に分析シートとして整理している。分析シートでは、「目に見える景観」及び「心で感じる景観」の各々の内容を記載し、「観光としての景観」については「観光情報」「文学芸術作品」「インベントリー」に分けて、情報化の度合いを示している。右側には、「眺望景観の類型」と「視点場」「視対象」「眺望空間」の構成を整理し、その下に、今後の眺望景観の保全活用のための視点を整理している。裏面には、法規制の現状として、都市計画及び風致、古都、文化財、景観の規制について整理している。資料3で示している「奈良市らしい眺望景観」の40事例について、このような形式で分析シートを作成していく予定である。

事務局：続いて資料4の奈良市眺望景観保全活用計画の構成について説明させていただく。

今説明いただいた内容は、計画の第3章までで整理していく予定である。本日は特に、4章以降についてご議論いただきたいと考えている。これらについて再度資料を説明いただく。

事務局：資料1頁の奈良市眺望景観保全活用計画の構成について、まず、「第1章 はじめに」として、1.1では「計画策定の背景と目的」を整理し、1.2では本計画で扱う「眺望景観」の定義を示し、1.3で「計画の位置づけ」を整理する予定である。「第2

章「奈良市における眺望景観の特性」では、「目に見える特性」「心で感じる特性」「情報としての特性」の3つの視点から整理していく。「第3章 奈良市らしい眺望景観」では、まず3.1で「奈良市らしい眺望景観」の定義を位置づけ、3.2で「奈良市らしい眺望景観」の選定方針を整理する。そして、3.3では、「奈良市らしい眺望景観」の選定として、選定方針を受けて第1次選定40事例の一覧を示していきたいと考えている。「第4章 眺望景観の保全活用の目標と方針」では、まず4.1で奈良市の多くの市民が奈良市の眺望景観の重要性を共有するため、市全域を対象とした「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の目標を掲げ、4.2では、「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の方針を示していきたいと考えている。「第5章 「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の進め方」では、5.1で「保全活用の取り組み」を示し、5.2で、今後議論いただくことになる「重点眺望景観について」を組み込んでいきたいと考えている。以上が奈良市眺望景観保全活用計画の構成案である。

2頁目は、個別の眺望景観の保全活用の方針及び方策の検討として、資料3の分析シート課題をもとに、それに沿った形で保全、再生、活用の方向性を考えていくため、保全・再生・活用のそれぞれの側面について、現段階で考えられる法規制等での対応例を示している。

3頁目は、「奈良市らしい眺望景観」の保全活用の目標案と方針案である。まず、目標について、目標設定の視点の1点目は、第1回懇談会でも指摘いただいたように、受益者と負担者が必ずしも一致しないという眺望景観の側面を考慮し、保全活用にあたっては、より多くの市民が奈良市の眺望景観の重要性を共有し、協働で取り組むことが求められるという視点である。視点の2点目は、眺望景観の保全活用を通じて、豊かな市民生活や奈良市の活性化のための産業振興を支えている奈良市の歴史文化を将来世代に伝えることが求められるという視点である。この2つの視点から、奈良市らしい眺望景観の保全活用の目標案を「市民、事業者、行政のそれぞれが、「奈良市らしい眺望景観」の特質を理解し、協働で保全・再生・活用に取り組むことにより、奈良の歴史文化を将来世代に引き継いでいく」と設定している。次に、保全活用の方針については、先ほど説明した6類型ごとに保全の方針、再生の方針、活用の方針の基本的な考え方をマトリックス表で整理している。この各方針を基本とし、各地点の眺望景観に適したより詳細な保全の方針、再生の方針、活用の方針を眺望景観ごとに定めていきたいと考えている。

4頁目には、今後の作業方針を示している。本日、第2回懇談会において検討いただいた後、40事例のなかから「重点眺望景観」を選定していくための基準を検討していきたいと考えている。今回は選定基準まで示すことができていないため、第3回懇談会までに個別に委員の先生方にご相談させていただきたいと考えている。また、選定基準に基づき、重点眺望景観を選定していきたいと考えている。その上で、重点眺望景観を実際に見ていただき、本当に重点眺望景観として良いかどうかについてご議論いただくため、重点眺望景観の現地視察を2月初旬迄に実施したいと考えている。その後、重点眺望景観ごとに区域の検討や規制誘導内容の検討、活用方策の検討を庁内ワーキングも含めて実施し、当初予定から1ヶ月程ずれるが、3月初旬に第3回懇談会を開催させていただき、奈良市眺望景観保全活用計画案の全体像を示させていただ

きたいと考えている。

委員：参考資料1について説明いただきたい。

事務局：前回懇談会で、「情報としての景観」とは何かということで、色々と議論いただいた。情報としての景観特性の整理にあたって、「観光情報」「文学芸術作品」「インベントリー」に区分し、それぞれどのような資料を活用しているかを整理させていただいた資料である。

委員：資料3のA3裏面についても追加説明をいただきたい。

事務局：資料3のA3表面では奈良市らしさについて整理しており、裏面では現状の課題について整理している。「眺望景観の阻害のおそれ」を左側の4列、現在の眺望景観の阻害状況をその右側2列に、一番右側2列に「眺望景観の活用状況」を整理している。「眺望景観の阻害のおそれ」の1つ目は、「視対象の前景又は背景に、視線を遮る建築物や工作物が建築・建設されるおそれ」である。眺望景観は中景から遠景にひろがりをもつものであり、視対象の周辺は視点場と用途が全く異なる場合もある。また、土地利用の落差がある場所や道路建設など様々な開発が考えられる場所などもある。そのような背景を踏まえて、今後、視線を遮るような建築物や工作物が建築・建設おそれがあるかどうかを示すものである。2つ目は、「視対象の前景又は背景に良好な眺望景観に馴染まない形態、意匠、色彩の建築物や工作物が建築・建設されるおそれ」である。例えば眺望空間のなかに眺望景観に馴染まないような色彩の屋外広告物が掲出されるおそれや、周囲と馴染まない形態の塔屋が突出するおそれなどが考えられる。3つ目は、「視対象の前景又は背景の景観構成要素の適切な保全・管理がとめられる」である。4つ目は、「視対象の保存・管理の不行き届きにより、視対象の室が低下するおそれ」である。次に、現在の「眺望景観の阻害状況」について、1つ目は、「既に視対象の前景又は背景に、視線を遮る建築物や工作物等がみられる」である。この項目は、「特になし」という記載も多いが、もう一度詳細に見ていく必要があると考えている。2つ目は、「既に視対象の前景又は背景に、良好な眺望景観に馴染まない形態、意匠、色彩の建築物や工作物などがみられる」である。例えば、事例番号001の奈良県庁屋上広場からの眺望景観では、奈良ドリームランドの工作物やナラ枯れが見られるという課題が現実にもみられる。最後に、「眺望景観の活用状況」について、1つ目は「眺望景観や視点場が十分に認知されていない」、2つ目は「視点場やアクセス道等が十分に整備されていない」であり、認知状況とアクセス状況について整理している。以上のような形式でそれぞれの眺望景観の現状の評価を行っている。

それぞれの眺望景観の特質を把握した上で、現状の課題を明らかにし、保全・再生・活用のそれぞれの方針を導こうというものである。

委員：1点目は、広域性についてである。第1回懇談会での意見は、奈良市内からは三輪山や生駒山も見えるのが現実であり、それらは関係ないとするのではなく、広域的にみていくことが大切であるということである。検討段階においては広域図面を使用するという対応を示されているのでそれで良いと思う。

2点目は、地域全体の景観を良くしていくために、とりわけ眺望景観に着目したものが本計画であるということ、計画に位置づけて欲しいということである。

3点目は、手直しすることにより良くなる景観に加え、新たにつくる景観についても

計画の対象とした方が良いということである。保全再生の内容に関係する面もあると思うが、例えば、かつて近鉄あやめ池駅の北側に遊園地があったが、現在は開発が進んでいる。そのような場所でもきちんとした景観をつくっていくことは大切である。大規模開発等も含め、もう少し視点を広げて検討し、計画に位置づけてはどうかと思う。

委員：2点目の景観施策の全般のなかでの眺望景観がもつ意味や役割は、資料4の1頁目の構成のなかでは、どこで示すのか。

事務局：2つあると考えている。1つ目は「1.1 計画策定の背景と目的」の「○背景」の第2項目に眺望景観の視点からの施策連携による総合的な景観形成が重要と示しているように、現在の景観施策は地区ごとの環境改善として捉えられがちであるが、広域的に考えることが重要であること、また、土地利用全般に関わる事項である総合政策としての景観を考える上では、眺望景観というテーマを出すことが、景観課の施策だけでは扱えないような課題に対しても、より広がりをもって対応が可能となるということを示していく予定である。2つ目は、「1.3 計画の位置づけ」である。本計画は、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく計画であるが、第2項目に示しているように、今後の都市計画のあり方に対する提言などの性格を有する計画として位置づけることを想定している。重点眺望景観を選定し、施策展開を図るためには、長い目で見えた都市計画のなかで取り組んでいかなければならない課題が多く出てくる。その点については、できる限り余韻を残す形で計画として取りまとめていきたいと考えている。本計画を既存の景観施策のひとつとして位置づけるとともに、それを超える視点でも位置づけていきたいと考えている。

委員：奈良の景観計画が眺望ばかりになってしまうと困るので、その点はしっかりと位置づけていただきたい。

横井委員に資料について説明いただきたい。

委員：第1回懇談会の資料をみて、市民サイドの視点に欠けているという感じがしたため、室委員と室賀氏の3名で、私的ではあるがアンケート調査を実施した。調査対象者は、奈良デザイン協会会員や奈良まちづくりセンター会員などの奈良市で仕事をされている方と、奈良市にある8つの商店街活性化団体に所属されている商業者とした。殆どが経営者である。会長さんを通じてメールで配布していただいた。資料には、対象者数を約100件と記載しているが、末端までいくと何百件になっているか分からない。多分400~500件くらいになっていると思う。専門的なことを尋ねているため回答が難しかったこともあるかもしれないが、回答者数は34名であった。

調査の結果、重複を含め合計207件の眺望景観を抽出し、整理すると69件の眺望景観を抽出できた。資料には5件以上の回答があったもののみを示している。JR奈良駅前の眺望景観をどうにかして欲しいという意見が最も多く、2番目から4番目は全て想定されるベスト景観であった。しかし、2番目の奈良町・元興寺界限が東大寺や奈良公園の眺望景観を上回るということは私には理解できなかった。

以下に結果を整理している。歴史的な名勝や物語性のある眺望景観である「保全眺望景観」が多数を占めており、「保全眺望景観」のベスト7は、「ならまち・元興寺界限」、「荒池・浮見堂からの眺望」、「二月堂からの眺め」、「平城宮跡からの眺望」、「飛火野



からの眺望」、「大池からの眺望」、「若草山からの眺望」であった。これらの大半は、遠景に若草山や春日山が眺望できることが条件になっていることがわかる。「ならまち・元興寺界限」が上位にあげられたのは、観光地として認知されたことが背景にあるのではないかと考えられる。一方、JR 奈良駅前や三条通などの奈良市における都市眺望景観が「再生改善眺望景観」として約4分の1を占めた。平城宮跡は、多くの人から保全眺望景観として支持されているが、「今の状況で良いのか」「改善すべきところが多々あるのではないか」という指摘も見られた。奈良市の東部山間部の柳生、田原、都祁など、また、前回懇談会で議論となった西部地区の学園前などについては、数は少ないものの眺望景観としてあげられており、対象として認識していく必要があると考えられる。

最後に、課題を整理している。1点目は、保全眺望景観についてであるが、なぜその眺望景観を保全しなければならないのかを明確にする必要があることである。「奈良市らしい眺望景観」の分析のなかに、抽出根拠が示されているが、アンケート調査の数や公募の数、資料や委員の意見の数などが公にならなければ市民には理解されないと思う。皆が当然保全すべきと感覚的に感じるだけでなく、理由付けて説明すべきである。2点目は、再生改善眺望景観についてであるが、事前に郵送いただいた資料では今年度は再生改善等の検討は含めないということを書かれていたが、本日の資料では訂正されていた。保全眺望景観を優先するのであれば、きちんとした議論を行い、その理由を市民に対して説明をする必要があると思う。最後に3点目であるが、我々が実施したアンケート調査では、代表的な事例は抽出できたと思うが、本当にこれが正しいかどうかは確信がもてない。可能であればもう少しきちんとした形で実施していただきたい。

これまでの資料や回答数などを踏まえて、次年度以降のパブリックコメントや市民説明会等に臨む必要があると、一委員としては責任をもって感じたところである。

委員：ご紹介いただいた奈良市民アンケートで5票以上とっている眺望景観は、事務局が示した「奈良市らしい眺望景観」と重なっているのか。

委員：JR 奈良駅や近鉄奈良駅の周辺など以外については全て含まれている。

委員：東部山間部も全て含まれているのか。

事務局：都祁や月ヶ瀬、柳生なども事務局案には含まれている。

委員：柳生などは市民アンケートではあまり出てこなかったのか。

委員：あまり多くなかった。しかし、柳生地域の方のなかには、是非残して欲しいという方がいた。自分の町のこの箇所を是非眺望景観として残して欲しいと言われる地域の方々が沢山おられた。

委員：アンケート調査結果資料の最後に付けられている自由意見も重要である。外部から奈良に入ってくる際の眺めが重要であるという意見や鉄道や道路からの眺望を見直すべきなどという意見がみられる。また、市街地でありながら天然記念物のシカの群れと共存しているところは世界広しといえども他にないという意見なども重要であると思う。見るところはきちんと見られているという感じがする。

委員：これまで事務局で資料3のような形で40事例の現在の阻害状況や阻害のおそれなどを検討されてきたなかで、対応が困難なものはどのようなものがあるか。そのあたりの

分析が進んでいけば説明いただきたい。

事務局：資料3のA3裏面の分析を集約して資料4の2頁に代表事例についての対応の方向性を整理している。資料4の2頁目で、対応の欄に「対応不可」と示しているものがある。旧奈良ドリームランドの工作物や奈良県庁、高架道路や近鉄線、防火水槽など、大型の工作物やすぐに潰すわけにはいかない建築物や工作物などが眺望景観の中に映り込んで、眺望景観を阻害している現状もみられる。電柱のように時間をかければ徐々に改善できるものもあるが、建設当初から問題となっていた奈良県庁のように、「阻害」と書いたところで何も解決もしないような事例もある。大規模な公共施設や高架道路などの土木構造物などは、問題提起はできても解決策を見出せないものもある。そのようなものは「対応不可」と示している。

その他の事例については対応の方向性を案として示している。高度地区の規制の強化や文化財保存管理計画の現状変更許可基準の眺望景観の視点からの見直し、三条通などでは地区計画のなかに眺望景観の視点を入れて強化や合意を図る方向なども考えられる。その他にも、景観農振による眺望空間として田園空間の保全や市民緑地制度などを活用した緑地保全、市民や民間企業が労働力を提供して山林や緑地の保全・再生に取り組んでいくことなどは一定可能であると考え、対応案を記載している。しかし、これらについても景観課だけが頑張ることができるものではなく、庁内部局の連携や官民一体での取り組みが求められる。

資料4の2頁で、「緊急性」について評価をしているが、これは誰が評価するかによって変わってくる。市民の視点から見た場合には極めて緊急性が高いが、行政的にはどうしようもできないことや時間がかかることなどもある。時間がかかるが、やり方によっては短い時間でできるものもある。このあたりについては、まだ十分に精査できていない。

制度で対応するのか事業で対応するのか、短期で対応するのか中長期で対応するのか、どこの部局で対応するのかなども含めた形で、再度資料3のA3裏面を検討していきたいと考えている。

委員：保全型だけではなく、再生型についても今回の検討のなかに含めていくということの良いのか。

事務局：含めていくということが良い。

委員：現在の事務局案の事例には、再生すべきものは入っていないのか。

事務局：一部含まれている。横井委員の資料にあげられていた三条通については、現在抽出している三条通東側の眺望景観に含める形で対応できると考えている。また、近鉄奈良駅前や高架道路からの眺望についても、現在大宮通東部を抽出しているため、大宮通に含める形で追加していきたいと考えている。

委員：再生改善眺望景観をも一緒に選定していこうということか。

事務局：そういうことである。

委員：現状が良好であり、皆が大切であると思う眺望景観と困っている眺望景観とは、ある程度整理しておく必要がある。つまり、本来は評価されるべきであるが、現状阻害されている眺望景観と、なんとなくいつも汚いから困っている眺望景観とがある。それらを混同すべきではないと思う。

- 事務局：三条通や大宮通は、東側は良好な景観であるが、西側にいけばいくほど色々な阻害要素が見えてくる。それは再生・改善していかなければならないと考えている。
- 委員：そのように捉えていくのであれば良い。良い景観をつくっていくためには、ここからここまでは良いが、ここからここは改善しなければならないというきっかけが必要である。従って、市が積極的に取り入れていくというスタンスをもっているのであれば、良いと思う。いつもごみがあつて汚いというものを対象とするのではなく、あるまじりのなかで、奈良の顔として改善しなければならないという大前提のもとに改善していくことが大切である。そのあたりをしっかりと区別して進めていただきたい。
- 委員：奈良市らしい眺望景観という基準があり、類型のどれかに該当する眺望景観を対象としようとしている。定義という形でルールが定められているので、そのルールに則った形で進めていただければ良いと思う。
- 委員：「インベントリー」という言葉が使われているが、「奈良市らしい眺望景観」もインベントリーになるのだと思う。インベントリーには様々な種類のものがある。現在良好であり保全していきたい眺望景観もあれば、再生改善すべき眺望景観もある。また、シークエンシャルな眺望景観などもある。類型Ⅴに関係するが、眺望景観を考えた場合、新たに作られた道路では、排気塔が大問題になることが多い。奈良に来たということが感じられるトンネルの出口と入口の両方で排気塔がつくられている。様々な視点から探してみて、それぞれがインベントリーとして出てきて、全体として奈良らしいということになるのだと思う。
- 当初は 50 景や 100 景という形でまとめるのかと思っていましたが、話を聞いているとどうもそうではない。様々なものを対象にしようということだと思う。
- 委員：排気塔はどこにあるのか。
- 委員：今のインターから出て数キロの場所にひとつある。また、JR 線と国道 24 号の交差の近辺の南北の出入り口の部分にある。
- 委員：先ほどの新たに作る景観とも関係するが、今回の検討をもとにインベントリーをつくり、カルテをつくることになるが、カルテが加除式になっている方が良い。減っていくことはないかもしれないが、今は気付いていないが今後問題になるものが出来てきて、増えていく可能性がある。そのような場合に、どのような観点で、それらをこのような議論の場にのせるのかという仕組みも考えておかなければならない。現段階で全てを把握するのは不可能であると思う。今回の対象事例でカルテを作成して、保全・再生・活用の方向を示して終わりではない。これからの提案もあるかもしれないし、新たな事業などで大きく変化する可能性がある。先ほどの室委員の 3 点目の意見はそのような意味であると思う。
- 委員：奈良市のなら・まほろば景観まちづくり条例では、工作物の高さや大きさについて規制をしているのか。
- 事務局：高さの規制はない。主に色彩や規模を規制するものである。
- 委員：奈良県景観条例では高さ規制はなかったか。
- 事務局：規制自体はない。高さ 15m 以上の建築物や工作物は届出を義務づけている。届出をして、色彩や形態意匠についてのチェックを行うこととなっている。小規模な建築物や工作物についてはチェック機能がない。

- 委員：公共事業は全てチェックすることになっている。
- 委員：予知できないことが沢山でてくるおそれがあるということか。
- 事務局：そうである。
- 事務局：民間については、景観形成重点地区に指定していない場所では、一定規模以上の建築物等でないとチェック機能は働かない。公共については、身内の話であるため、一定程度チェックはできるが、民間では、重点地区と一般地区の景観の違いは生じてくる。
- 委員：参考資料2では、2事例を整理しているが、資料3の40事例についてこのような形でまとめていくということか。
- 事務局：40事例作成し、このようなシートが40枚できるというイメージである。
- 委員：活用の視点は書かれているが、その他諸々の課題をどのように解決するかについては、分析シートには記載しないのか。
- 事務局：分析シートは、あくまでも現状を分析するものである。どのように対策を講じていくかは、今後、重点眺望景観を選んだ上で検討していく予定である。
- 委員：構成の第5章は重点眺望景観について記載するのか。
- 事務局：選んだものについて記載していく予定である。40事例全てに施策を講じるのは難しいため、課題の大きなものや奈良市として重要と考えられる場所を、選定方針のもとに選んでいく予定である。
- 委員：資料3のA3裏面に、現状と課題や阻害状況などが書かれている。また資料4に示した対策を考える作業も行いながら、このシートには記載しないのはおかしくないか。
- 事務局：使い方によると思う。資料4の表は、どのような問題があり、どのように組み立てていけばよいかをチェックするための表であり、そのなかから問題や課題、検討の方向性を出すための検討資料である。参考資料2の方は、このようなところが典型的で重要な奈良市の眺望景観として皆が共有すべきところだということを示すものであると考えている。資料3の方は検討ベースの資料であり、このなかから共通のものを引き出して、皆が思う参考資料2のようなものが、今後どのように保全・再生・活用していけばよいかを考える材料である。また、資料3は施策編という位置付けでもあり、すぐには対応できない課題もあり、全てについてこのような形で議論はできないおそれもある。従って、あまり深追いせずに、共通で取り組めるものを引き出し、第5章で議論をする対象としていきたいという意図がある。
- 事務局：そのような眺望景観を重点眺望景観としていくことを考えており、それが何箇所になるかは現段階ではまだ十分に検討できていない。
- 事務局：作業ベースの話と述べると、元々は、奈良らしいとは何かを考える時に、このような分析表を作成してみて、そのなかから共通事項を抽出するような形で、6種類の作成などもこれらの事例の分析を通じて作成したものである。そのような位置づけのシートである。
- 委員：「5.1 保全活用の取り組み」は、40事例全てについて示すのか。
- 事務局：おそらく2通りの考え方があり。ひとつは、個別の眺望景観事例について、最後まで保全活用方針から施策まで全てを示す方法である。もうひとつは、個々の個別事情を一般化して、共通して対策できるものを抽象化して施策として示す方法である。前者については、「奈良市らしい眺望景観」のうち10の眺望景観は絶対に保全再生し

ていかなければならないと位置づけ、それについて各課が連携して施策展開していくために重点的に掘り下げて書く形でこの計画を取りまとめる方法である。

後者は、それを背景とした上で、取り組みの方向としては保全、再生、活用について抽象化して、個別の案件について答えを出すことを目的とせずに、思いもよらないことが生じるかもしれないということを考えて総合化したような体系をつくるという形で計画を取りまとめる方法である。奈良市全域を考えると、最終的に町の景観をどのようにつくっていくかを考える場合に眺望景観の視点を取り入れると、より多様な手法があり、市民の意識向上にもなるという考え方であり、つまり、市民それぞれがそのような視点からまちづくりをしていこうという場合には、あまり代表的、特徴的なものに限定してしまうと、このような場所はうちにはないということになってしまいかねないという考え方である。

どちらのまとめ方にするかを決め兼ねているのが現状である。眺望景観だけではなく、今後、市街地景観やまちづくりが、市民の理解のもとに進められるなかで、奈良らしい空間や景観が保全活用されていくことが最終目標である。そのためにはどのような戦略でいくことが本当に皆に分かり易いのか。昨年の検討では、西の京大池からの眺望景観にこだわって JR 奈良駅周辺の高度地区の話に特化してしまったきらいがある。もう少し広がりをもって市民に理解される政策としていくためには、40 事例くらいは代表的な眺望景観を選んで分析し、そのなかであらゆる手立てを検討してみて、普遍化できるようなツールを出していければという思いが出発点である。

どのように取りまとめていくべきかご意見いただきたい。

委員： 次の話にも関係するが、具体を検討するために、一度いくつか現場を見に行かなければならないと思う。スケジュールに見学会と記載されているが、そのあたりの段取りはどのように考えているか。

事務局： 重点眺望景観をどのように選ぶかがまだ見えていない。まずは選定基準をつくっていく必要があるが、まだ白紙の状態である。

委員： 眺望景観の類型があり、そのなかにも、対策が難しいものから、過半が既存施策で対応できているものまである。それを重ね合わせて数箇所の典型的な例を選んでいただければよい。

委員： 簡単に考えると 6 つの類型で一つずつでも良い。

委員： 一つずつでも、既に十分に守られているものもあれば、ポイントが分からなければ対策がたてられないものもある。しかし 12 事例は多すぎる。

事務局： 6 つの類型で重なっているものもある。しかし、奈良市域は広く、東部から西部までまわるための時間も考えておかなければならない。6 つの類型は最低限おさえながら「奈良市らしい眺望景観」の定義を参考に、一度事務局から提案させていただきたい。

委員： 40 事例のケーススタディのなかから、現状の課題の共通性や政策上の問題点の共通性、民間の協力が必要な部分の共通性などがあると思う。分析されているなかで、ある程度方向が整理できるのか。

事務局： 一応現段階で分析表を埋めてみたので、検討はできる。

- 委員：カルテに示すかどうかは別にして、沢山の事例の分析を行い、そこから出てくる問題点などから全体的な施策の方向性を示した上で、最終的には10くらいに落とし込まれているという方が、市民にも分かり易いと思う。方針は市の方に任せるが、10事例を掘り下げるだけというのはどうかと思う。同じ密度で全て示す必要はないが、ここまで埋められているのであれば、全体の方向性が見えてくると思う。
- 委員：今までの経験では、全部に通用する書き方をすると、逆に自分のところは関係ないと思われる。同じことでも、それぞれに書いた方が、見る人はそう思う。
- 委員：一度皆で見て、問題点を出し合わなければ図上だけで選定方針を考えて選定するのは難しい。
- 委員：今の議論は、重点眺望景観を選ぶ話とどこにケーススタディとして視察に行くかという両方の話にあたる。どこを重点的に見ていけばよいかということは、作業をしているなかで、典型的な問題の所在と眺望景観の類型がうまく重なりあっている事例を限られた時間のなかであげていただければよい。
- 事務局：現地視察の日程を調整したい。  
—日程調整—  
現地調査日程は1月24日とする。本日欠席の小浦委員については、本日メールで連絡させていただき、日程調整を行う。1月24日が難しい場合は、別の日に小浦先生だけ個別に現地視察を行う形で対応させていただきたい。
- 事務局：視察に行つて、規制の状況や対応可能性などを尋ねられる場合もあると考えられる。関係各課にも参加いただかなくて大丈夫か。
- 事務局：調整が難しいため、意見はいただいておいて、後日回答させていただく形としたい。当日の日程や視察先等の詳細については、後日連絡させていただく。また、折角委員の先生方に一日空けていただくため、現地視察後に市役所で議論いただく形としたい。  
次回懇談会の日程は、3月初旬で検討しているが、作業の進め方が見えない部分があるため、1月24日以降に決めさせていただく。
- 委員：現地を見てどのような意見が出るかに応じて考えた方がよいと思う。現地視察当日は、どのようなまとめ方にするかを議論する形としたい。
- 委員：構成の3章では、選定方法と一覧を示すこととなっているが、ここでは40事例を示すことになるのか。
- 事務局：そうである。
- 委員：40事例は、一定の選定方針のもとに選定されたことになるが、さらに、40事例から重点眺望景観を選定するという考え方で良いか。
- 事務局：そうである。重点眺望景観の選定方針や箇所数、また、最終的な計画のまとめ方については現地調査の上で検討するということである。
- 委員：今回示されている構成でみると、「5.1 保全活用の取り組み」で40事例について示した上で、「5.2 重点眺望景観」という順序になっているので、5.1までは40事例が対象になるのだと思う。そう考えると、40事例が類型の考え方のもとにマトリックスとして並べられ、全体の位置取りが見えてくるのだと思う。そして、その並んだ状況がある種の奈良らしさになるのかもしれない。マトリックスを通じて、抜け落ち

ているものが何であるかが明らかになってくると思う。そのような視点から考えると、40 事例を並べたマトリックスの絵柄が重要になると思う。40 事例から 10 事例を選定する間に、次のクライテリアをこのように出すということを述べた上で、重点眺望景観を選定しなければならない。

委員：もちろん我々の意見だけではなく、市としての政策的狙いもあると思うので検討いただきたい。

事務局：そのあたりの構成についてはもう一度検討していく。

委員：1月24日に現地視察に行く際に、全体のパターンのなかのこの事例を見に行っているということが分かる資料を付けていただくと理解し易い。

委員：修景図まで描くのであれば5事例程度が限界である。5事例におさめるためには、そこに着地するために40事例から選び出す根拠を明確にする必要がある。

委員：そのあたりは戦略的に考えていただきたい。

委員：絞り込んだものは、実際の市の施策と関わってくる。従って、あまり具体化できないところばかりを集めても仕方ないということであれば、重点眺望景観の数などは施策のイメージをもたれている市の意見を反映させなければならないとは考えている。

事務局：そのような観点で捉えなければならない面も出てくると思う。具体的にできるところを率先して実施していきたいという思いはあるので、そのあたりは見極めた上で説明させていただきたい。

委員：眺望景観について、更なるアンケート調査や市民意見の抽出は予定しているのか。

事務局：ストーリーを見せないと意見も出てこないと思うので、本懇談会での議論を通じて、市民に叩き台として出せる計画案まで作成したいと考えている。そして、来年度には、形だけのパブリックコメントをするのではなく、叩き台となる計画案に、できる限り市民の意見を取り入れていきたいと真剣に考えている。

委員：「なるほど」と思うような眺望景観が選ばれると元気が出ると思う。検討いただきたい。

事務局：横井委員に実施していただいたアンケート調査を引き続き同じような形で実施していければと考えている。

委員：是非検討していただきたい。